

原規防収第 121227022 号

平成 25 年 3 月 29 日

国立大学法人東京大学

総長 濱田 純一 殿

原子力規制委員会

東京大学大学院工学系研究科原子力専攻原子炉施設核物質防護規定の変更の
承認について

平成 24 年 12 月 27 日付け東大安環第 202 号をもって申請のありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 2 第 1 項の規定に基づき、承認します。

原規防収第 121227022 号

平成 25 年 3 月 29 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

東京大学大学院工学系研究科原子力専攻原子炉施設核物質防護規定の変更の
承認について

国立大学法人東京大学 総長 濱田 純一から申請のあった上記の件については、別添
写しのとおり承認しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
(昭和 32 年法律第 166 号) 第 72 条第 5 項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第 121226011 号

平成 25 年 3 月 29 日

国立大学法人京都大学

総長 松本 紘 殿

原子力規制委員会

京都大学原子炉実験所原子炉施設物質防護規定の変更の承認について

平成 24 年 12 月 26 日付け 24 京大施環安二第 141 号をもって申請のありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 2 第 1 項の規定に基づき、承認します。

原規防収第 121226011 号

平成 25 年 3 月 29 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

京都大学原子炉実験所原子炉施設物質防護規定核物質防護規定の変更の承認
について

国立大学法人京都大学 総長 松本 紘から申請のあった上記の件については、別添写しのとおり承認しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 72 条第 5 項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第121219002号

平成25年3月29日

学校法人近畿大学

理事長 清水 由洋 殿

原子力規制委員会

学校法人近畿大学原子力研究所原子炉施設核物質防護規定の変更の認可について

平成24年12月19日付け近大原研発1927号をもって申請のありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき、認可します。

原規防収第121219002号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

学校法人近畿大学原子力研究所原子炉施設核物質防護規定の変更の認可について

学校法人近畿大学 理事長 世耕 弘成から申請のあった上記の件については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第72条第5項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第121226007号

平成25年3月29日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

理事長 鈴木 篤之 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究
所原子炉施設核物質防護規定の変更の認可について

平成24年12月26日付け24原機（科保）077をもって申請のありました上記の
件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律
第166号）第43条の2第1項の規定に基づき、認可します。

原規防収第121226007号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究
所原子炉施設核物質防護規定の変更の認可について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から申請のあった上記の件
については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の
規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第72条第5項の規定に基づき、連絡し
ます。

原規防収第121226007号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究
所原子炉施設核物質防護規定の変更の認可について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から申請のあった上記の件
については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の
規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第72条第5項の規定に基づき、連絡し
ます。

原規防収第 121226005 号

平成 25 年 3 月 29 日

独立行政法人 日本原子力研究開発機構

理事長 鈴木 篤之 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（南地区）原子
炉施設核物質防護規定の変更の認可について

平成 24 年 12 月 26 日付け 24 原機（大安）077 をもって申請のありました上記の
件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律
第 166 号）第 43 条の 2 第 1 項の規定に基づき、認可します。

原規防収第 121226005 号

平成 25 年 3 月 29 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（南地区）原子
炉施設核物質防護規定の変更の認可について

独立行政法人 日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から申請のあった上記の
件については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉
の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 72 条第 5 項の規定に基づき、連絡
します。

原規防収第 121226005 号

平成 25 年 3 月 29 日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（南地区）原子
炉施設核物質防護規定の変更の認可について

独立行政法人 日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から申請のあった上記の
件については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉
の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 72 条第 5 項の規定に基づき、連絡
します。

原規防収第 121226003 号

平成 25 年 3 月 29 日

独立行政法人 日本原子力研究開発機構

理事長 鈴木 篤之 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）原子
炉施設核物質防護規定の変更の認可について

平成 24 年 12 月 26 日付け 24 原機（大安）075 をもって申請のありました上記の
件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律
第 166 号）第 43 条の 2 第 1 項の規定に基づき、認可します。

原規防収第 121226003 号

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）原子
炉施設核物質防護規定の変更の認可について

独立行政法人 日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から申請のあった上記の
件については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉
の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 7 2 条第 5 項の規定に基づき、連絡
します。

原規防収第 121226003 号

平成 25 年 3 月 29 日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）原子
炉施設核物質防護規定の変更の認可について

独立行政法人 日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から申請のあった上記の
件については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉
の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 72 条第 5 項の規定に基づき、連絡
します。

原規防収第121218002号

平成25年3月29日

株式会社東芝

代表執行役社長 佐々木 則夫 殿

原子力規制委員会

株式会社東芝原子力技術研究所核物質防護規定（原子炉施設）の変更の認可
について

平成24年12月18日付け東総第24-05号をもって申請のありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき、認可します。

原規防収第121218002号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

株式会社東芝原子力技術研究所核物質防護規定（原子炉施設）の変更の認可
について

株式会社東芝 代表執行役社長 佐々木 則夫から申請のあった上記の件については、
別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する
法律（昭和32年法律第166号）第72条第5項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第121218002号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

株式会社東芝原子力技術研究所核物質防護規定（原子炉施設）の変更の認可
について

株式会社東芝 代表執行役社長 佐々木 則夫から申請のあった上記の件については、
別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する
法律（昭和32年法律第166号）第72条第5項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第 121227021 号

平成 25 年 3 月 29 日

国立大学法人東京大学

学長 濱田 純一 殿

原子力規制委員会

東京大学大学院工学系研究科原子力専攻使用施設等核物質防護規定の変更の
承認について

平成 24 年 12 月 27 日付け東大安環第 201 号をもって申請のありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づき、承認します。

原規防収第 121227021 号

平成 25 年 3 月 29 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

東京大学大学院工学系研究科原子力専攻使用施設等核物質防護規定の変更の
承認について

国立大学法人東京大学 学長 濱田 純一から申請のあった上記の件については、別添
写しのとおり承認しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
(昭和 32 年法律第 166 号) 第 72 条第 5 項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第121227020号

平成25年3月29日

国立大学法人東京大学

総長 濱田 純一 殿

原子力規制委員会

東京大学大学院工学系研究科原子力国際専攻共同施設核物質防護規定の変更
の承認について

平成24年12月27日付け東大安環第200号をもって申請のありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第57条の2第1項の規定に基づき、承認します。

原規防収第121227020号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

東京大学大学院工学系研究科原子力国際専攻共同施設核物質防護規定の変更
の承認について

国立大学法人東京大学 総長 濱田 純一から申請のあった上記の件については、別添
写しのとおり承認しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
(昭和32年法律第166号)第72条第5項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第 121228001 号

平成 25 年 3 月 29 日

国立大学法人 東京工業大学

学長 三島 良直 殿

原子力規制委員会

国立大学法人 東京工業大学 原子炉工学研究所 核物質防護規定（使用施設）
の変更の承認について

平成 24 年 12 月 28 日付け東工大研第 4-11 号をもって申請のありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づき、承認します。

原規防収第 121228001 号

平成 25 年 3 月 29 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

国立大学法人 東京工業大学 原子炉工学研究所 核物質防護規定（使用施設）
の変更の承認について

国立大学法人 東京工業大学 学長 三島 良直から申請のあった上記の件については、
別添写しのとおり承認しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する
法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 72 条第 5 項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第 121226012 号

平成 25 年 3 月 29 日

国立大学法人京都大学

総長 松本 紘 殿

原子力規制委員会

京都大学原子炉実験所使用施設等物質防護規定の変更の承認について

平成 24 年 12 月 26 日付け 24 京大施環安二第 142 号をもって申請のありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づき、承認します。

原規防収第 121226012 号

平成 25 年 3 月 29 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

東京大学大学院工学系研究科原子力国際専攻共同施設核物質防護規定の変更
の承認について

国立大学法人東京大学 総長 濱田 純一から申請のあった上記の件については、別添
写しのとおり承認しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
(昭和 32 年法律第 166 号) 第 72 条第 5 項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第121219003号

平成25年3月29日

学校法人近畿大学

理事長 清水 由洋 殿

原子力規制委員会

学校法人近畿大学原子力研究所核燃料物質使用施設核物質防護規定の変更の
認可について

平成24年12月19日付け近大原研発1928号をもって申請のありました上記の件
については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第
166号）第57条の2第1項の規定に基づき、認可します。

原規防収第121219003号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

学校法人近畿大学原子力研究所核燃料物質使用施設核物質防護規定の変更の
認可について

学校法人近畿大学 理事長 世耕 弘成から申請のあった上記の件については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第72条第5項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第 121221001 号

平成 25 年 3 月 29 日

公益財団法人 核物質管理センター

会長 松浦 祥次郎 殿

原子力規制委員会

公益財団法人 核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター核物質防護規定
(使用施設) の変更の認可について

平成 24 年 12 月 21 日付け 24 核管六第 069 号をもって申請のありました上記の件
については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第
166 号）第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づき、認可します。

原規防収第 121221001 号

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

公益財団法人 核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター核物質防護規定
(使用施設) の変更の認可について

公益財団法人 核物質管理センター 会長 松浦 祥次郎から申請のあった上記の件については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 7 2 条第 5 項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第 121221001 号

平成 25 年 3 月 29 日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

公益財団法人 核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター核物質防護規定
(使用施設) の変更の認可について

公益財団法人 核物質管理センター 会長 松浦 祥次郎から申請のあった上記の件については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 72 条第 5 項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第121116003号

平成25年3月29日

公益財団法人核物質管理センター

会長 松浦 祥次郎 殿

原子力規制委員会

公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター核物質防護規定の変更の認可について

平成24年11月16日付け24核管東第209号をもって申請のありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第57条の2第1項の規定に基づき、認可します。

原規防収第121116003号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター核物質防護規定の変更の認可について

公益財団法人核物質管理センター 会長 松浦 祥次郎から申請のあった上記の件については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第72条第5項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第121226008号

平成25年3月29日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

理事長 鈴木 篤之 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究
所核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更の認可について

平成24年12月26日付け24原機（科保）078をもって申請のありました上記の
件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律
第166号）第57条の2第1項の規定に基づき、認可します。

原規防収第121226008号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究
所核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更の認可について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から申請のあった上記の件
については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の
規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第72条第5項の規定に基づき、連絡し
ます。

原規防収第121226008号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究
所核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更の認可について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から申請のあった上記の件
については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の
規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第72条第5項の規定に基づき、連絡し
ます。

原規防収第 121226009 号

平成 25 年 3 月 29 日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

理事長 鈴木 篤之 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル
工学研究所核物質防護規定（使用施設）の変更の認可について

平成 24 年 12 月 26 日付け 24 原機（サ保）058 をもって申請のありました上記の
件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律
第 166 号）第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づき、認可します。

原規防収第 121226009 号

平成 25 年 3 月 29 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル
工学研究所核物質防護規定（使用施設）の変更の認可について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から申請のあった上記の件
については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の
規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 72 条第 5 項の規定に基づき、連絡し
ます。

原規防収第 121226009 号

平成 25 年 3 月 29 日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル
工学研究所核物質防護規定（使用施設）の変更の認可について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から申請のあった上記の件
については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の
規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 72 条第 5 項の規定に基づき、連絡し
ます。

原規防収第 121226006 号

平成 25 年 3 月 29 日

独立行政法人 日本原子力研究開発機構

理事長 鈴木 篤之 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（南地区）核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更の認可について

平成 24 年 12 月 26 日付け 24 原機（大安）078 をもって申請のありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づき、認可します。

原規防収第 121226006 号

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（南地区）核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更の認可について

独立行政法人 日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から申請のあった上記の件については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 7 2 条第 5 項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第 121226006 号

平成 25 年 3 月 29 日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（南地区）核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更の認可について

独立行政法人 日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から申請のあった上記の件については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 72 条第 5 項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第 121226004 号

平成 25 年 3 月 29 日

独立行政法人 日本原子力研究開発機構

理事長 鈴木 篤之 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更の認可について

平成 24 年 12 月 26 日付け 24 原機（大安）076 をもって申請のありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づき、認可します。

原規防収第 121226004 号

平成 25 年 3 月 29 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更の認可について

独立行政法人 日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から申請のあった上記の件については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 72 条第 5 項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第 121226004 号

平成 25 年 3 月 29 日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更の認可について

独立行政法人 日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から申請のあった上記の件については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 72 条第 5 項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第121226010号

平成25年3月29日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

理事長 鈴木 篤之 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更の認可について

平成24年12月26日付け24原機（峠環）005をもって申請のありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第57条の2第1項の規定に基づき、認可します。

原規防収第121226010号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更の認可について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から申請のあった上記の件については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第72条第5項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第 121207008 号

平成 25 年 3 月 29 日

独立行政法人 産業技術総合研究所

理事長 野間口 有 殿

原子力規制委員会

独立行政法人 産業技術総合研究所 つくば中央第二事業所 核物質防護規定（使用施設）の変更の認可について

平成 24 年 12 月 7 日付け第 88200100-A-20121207-001 号をもって申請のありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づき、認可します。

原規防収第 121207008 号

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

独立行政法人 産業技術総合研究所 つくば中央第二事業所 核物質防護規定（使用施設）の変更の認可について

独立行政法人 産業技術総合研究所 理事長 野間口 有から申請のあった上記の件については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 7 2 条第 5 項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第121204006号

平成25年3月29日

原子燃料工業株式会社

取締役社長 松本 晋介 殿

原子力規制委員会

原子燃料工業株式会社東海事業所核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更の認可について

平成24年12月4日付け東業第12002号をもって申請のありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第57条の2第1項の規定に基づき、認可します。

原規防収第121204006号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

原子燃料工業株式会社東海事業所核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更の認可について

原子燃料工業株式会社 取締役社長 松本 晋介から申請のあった上記の件については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第72条第5項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第121213003号

平成25年3月29日

原子燃料工業株式会社

取締役社長 松本 晋介 殿

原子力規制委員会

原子燃料工業株式会社熊取事業所核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更の認可について

平成24年12月13日付け熊原第12190号をもって申請のありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第57条の2第1項の規定に基づき、認可します。

原規防収第121213003号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

原子燃料工業株式会社熊取事業所核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更の認可について

原子燃料工業株式会社 取締役社長 松本 晋介から申請のあった上記の件については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第72条第5項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第121207001号

平成25年3月29日

日本核燃料開発株式会社

代表取締役社長 成瀬 克彦 殿

原子力規制委員会

日本核燃料開発株式会社核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更の認可
について

平成24年12月7日付けNFD発第2415号をもって申請のありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第57条の2第1項の規定に基づき、認可します。

原規防収第121207001号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

日本核燃料開発株式会社核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更の認可
について

日本核燃料開発株式会社 代表取締役社長 成瀬 克彦から申請のあった上記の件については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第72条第5項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第 121129004 号

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

ニュークリア・デベロップメント株式会社

取締役社長 田村 仁 殿

原子力規制委員会

ニュークリア・デベロップメント株式会社核物質防護規定（使用施設）の変更の認可について

平成 2 4 年 1 1 月 2 9 日付け N D C 管第 2 5 1 号をもって申請のありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 5 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、認可します。

原規防収第 121129004 号

平成 25 年 3 月 29 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

ニュークリア・デベロップメント株式会社核物質防護規定（使用施設）の変更の認可について

ニュークリア・デベロップメント株式会社 取締役社長 田村 仁から申請のあった上記の件については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 72 条第 5 項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第121218001号

平成25年3月29日

株式会社東芝

代表執行役社長 佐々木 則夫 殿

原子力規制委員会

株式会社東芝原子力技術研究所核物質防護規定（使用施設）の変更の認可に
ついて

平成24年12月18日付け東総第24-04号をもって申請のありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第57条の2第1項の規定に基づき、認可します。

原規防収第121218001号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

株式会社東芝原子力技術研究所核物質防護規定（使用施設）の変更の認可に
ついて

株式会社東芝 代表執行役社長 佐々木 則夫から申請のあった上記の件については、
別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する
法律（昭和32年法律第166号）第72条第5項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第121218001号

平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

株式会社東芝原子力技術研究所核物質防護規定（使用施設）の変更の認可に
ついて

株式会社東芝 代表執行役社長 佐々木 則夫から申請のあった上記の件については、
別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する
法律（昭和32年法律第166号）第72条第5項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第 121211002 号

平成 25 年 3 月 29 日

東芝電子管デバイス株式会社

代表取締役社長 柳川 隆 殿

原子力規制委員会

東芝電子管デバイス株式会社防護規定（使用施設）の変更の認可について

平成 24 年 12 月 11 日付けをもって申請のありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づき、認可します。

原規防収第 121211002 号

平成 25 年 3 月 29 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

東芝電子管デバイス株式会社核物質防護規定（使用施設）の変更の認可について

東芝電子管デバイス株式会社 代表取締役社長 柳川 隆からから申請のあった上記の件については、別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 72 条第 5 項の規定に基づき、連絡します。

原規防収第121220001号

平成25年3月29日

三菱電機株式会社

執行役社長 山西 健一郎 殿

原子力規制委員会

三菱電機株式会社通信機製作所核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更
の認可について

平成24年12月20日付けR-N-X-0119をもって申請のありました上記の件
については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第
166号）第57条の2第1項の規定に基づき、認可します。

原規防収第121220001号

平成25年3月29日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

三菱電機株式会社通信機製作所核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更
の認可について

三菱電機株式会社 執行役社長 山西 健一郎から申請のあった上記の件については、
別添写しのとおり認可しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する
法律（昭和32年法律第166号）第72条第5項の規定に基づき、連絡します。